

緻密かつ適正な捜査の実践的推進要綱の制定について（例規）

（制定：令和6年10月1日 刑企・生企・交企・備企第53号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

（概要）

捜査着手から起訴・公判に至るまでの一連の捜査構造において、緻密かつ適正な捜査が実行されるよう、平素における捜査指導・捜査検討を組織的かつ実践的に行うための各種取組事項を定めたものです。